

所得税の確定申告・市県民税申告の相談を行います

窓口受付期間は2月16日(金)～3月15日(木)です

平成29年中の所得の申告は、平成30年度の市県民税を計算する上で重要な資料になります。申告の必要な方は、3月15日(木)までに、自分で記入し、税務署へ提出されるか、それぞれの相談会場等で申告を済ませましょう。

所得税の還付申告

2月16日(金)から3月15日(木)までは本年の確定申告窓口受付期間になりますが、所得税が還付になる方は、1月から確定申告書を税務署に提出することができます。(2月16日(金)から3月15日(木)までの受付期間中は、申告会場が大変混雑しますので、お早めの申告をお勧めします。)

また、茅野市でも、下表のとおり関東信越税理士会諏訪支部による還付申告相談会場が開設されます。

確定申告をしなくてよい場合でも、次のような方は還付を受けるための確定申告書の提出ができます。

- ・給与所得や退職所得のある方で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった方 など

(※申告に必要な書類等は、「市県民税の申告」の内容をご覧ください。)

還付申告相談会場

電子申告が行えます

諏訪税務署および関東信越税理士会諏訪支部では、国税電子申告システム「e-Tax(イータックス)」の利用促進を図るため、下表の還付申告相談会場にて所得税の還付申告をされる方で、電子申告を希望される場合は、e-Taxによる確定申告書の作成指導を行います。

電子申告を希望される場合は、電子証明書付きの住民基本台帳カードまたは個人番号カードを持参してください。

また、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を入力し作成することができます。

(<http://www.nta.go.jp/>)

還付申告相談日程

(主催：関東信越税理士会諏訪支部)

相談会場	相談日	時間
茅野市役所議会議棟 1階大会議室	2月9日(金)	午前10時～午後3時

- ※個人番号・通知カード等の本人確認書類の写しをご持参ください。
- ※次の方は計算等相談内容が複雑なため、当日、この会場では相談をお受けできませんので、税理士に依頼されるか税務署で相談を受けてください。
- ・譲渡所得(土地や建物、株式、ゴルフ会員権などの売却や交換)のある方
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得および雑所得のある方で、前年分の所得金額が300万円を超える方
 - ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
 - ・贈与税や消費税(前々年分の課税売上金額が3000万円超の方)の申告をする方

確定申告・市県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です!!

平成28年分以降の所得税および住民税等の申告書の提出の際には、マイナンバー(12桁)の記載が必要です。

また、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

※市県民税の申告のみの方は、本人確認書類の写しの添付は不要です。

問い合わせ先

税務課 市民税係
☎72-2101
(内線172-173・174)

■セルフメディケーション税制

（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができます。（今までの医療費控除と両方の控除はできませんので、どちらかの選択になります）

平成29年中に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額から控除することができま

■還付申告の種類

還付申告には、次のようなものがあります。申告する場合には、源泉徴収票、印鑑、還付金を振り込む口座番号のほか、還付申告の種類ごとに次の書類が必要です。

▼雑損控除

風水害や地震、火災などの災害や盗難により住宅や家財に損害を受けた場合。また災害などに関連してやむを得ない支出をした場合

↓市役所発行の「被災証明書」、被害を受けた資産の明細のわかるものなど

▼医療費控除

病气やけがなどで支払った医療費

（保険などで補てんがあるときはその額を引いた額）が10万円または総所得金額等の5%を越えている場合

↓病院などに支払った医療費の領収書（平成29年中の領収日のもの）、または医療費通知書

▼寄附金控除

国や地方公共団体（県や市町村）、社会福祉法人などに対する寄附金、条例指定寄附金、震災関連寄附金（東日本大震災に係る義援金等）を支出して、総額が2千円を超える場合

↓寄附先から発行された「受領証明書」など寄附を行ったことを証明できる書類（平成29年中に支出したもの）

▼住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入、増改築などをした場合
↓登記簿謄（抄）本、売買契約書などの家屋・土地などに関する取得価格や面積がわかる書類の写し、住宅取得資金の年末借入金高証明書、住民票など

※次の①②の期間に入居された場合に、控除可能額を所得税額から控除しきれない方は、確定申告もしくは年末調整で住宅借入金等特別控除を受けることにより、その控除しきれない額について市県民税から控除を受けることができます。控除額には限度額があります。

- ①平成11年から平成18年末まで
- ②平成21年から平成29年末まで

▼その他の控除

会社などの年末調整で控除を受け損なった生命保険料や社会保険料がある場合

↓生命保険会社などが発行する保険料支払証明書

■郵送でも受け付けています

確定申告書は、2月16日（金）から郵送でも受け付けています。申告書は、諏訪税務署へ送付してください。

※昨年度からマイナンバーの記載や本人確認等があるため、税務署への封入済みの申告書の提出であっても、原則として市税務課窓口での確定申告書の投函、受付および取り次ぎは行いませんので、ご了承ください。

【期日前還付申告・問い合わせ先】
諏訪税務署 個人課税部門
☎52・1390（自動音声案内）
〒392-8610

諏訪市清水2丁目5番22号
※Taxの問い合わせもこちらまで

■市県民税の申告

■申告が必要な方

平成30年1月1日現在、茅野市に居住していた方で、次のいずれかに該当する方は申告が必要です（所得税の確定申告をする方は、市県民税の申告をする必要はありません）。

- 前年中（平成29年1月1日～12月31日）に収入があった方
- 2か所以上の支払者から給与の支払いを受けた方
- 給与所得者で給与以外の所得（20万円以下を含む）があった方
- 内職・日雇い・パート・アルバイトなどで、所得税が源泉徴収されていない方
- 前年中に中途で就職、退職などで年末調整を済ませていない方
- 雑損控除・医療費控除・寄附金控除などを受けようとする方

○前年中に収入がなかった方で、配偶者控除や扶養控除の対象になつていない方

■申告に必要なものは

- 本人確認書類
番号確認および身元確認に必要な個人番号カード、または通知カードと運転免許証・健康保険の被保険者証等（詳しくは右ページの下段をご覧ください。）
- 所得を証明する書類
平成29年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票
・事業所得・農業所得、不動産所得のある方は、収支内訳書（作成済のもの）および収入必要経費のわかる帳簿等
- 各種の控除を証明する書類（社会保険料、生命保険料、地震保険料等の支払証明書、医療費・寄附金・義援金の領収書等）
- 《注》国民年金保険料については、日本年金機構から送付された「国民年金保険料控除証明書」を必ずご持参ください。
- 障害者控除を受けようとする方は、障害者であることを証明する書類（障害者手帳等）
- 不動産・事業所得者は、経費となる固定資産税額を証明する書類（平成29年度固定資産税納税通知書に同封の課税明細書）
- 印鑑
- 口座名、口座番号のわかる資料
- 前年に確定申告を行った方
- 前年の確定申告書の控え
・税務署から送付された確定申告に関する書類（確定申告書用紙、納付書又は「確定申告のお知らせ」はがき等）

■平成30年度 住民税申告・平成29年分確定申告相談日程表■

月	日	曜日	地区	会場	行政区	
					午前	午後
2月	16日	金	中大塩	中大塩地区コミュニティセンター	中大塩1区・2区	中大塩3区・4区
	19日	月	北山	北山地区コミュニティセンター	湯川・車山	糸萱・蓼科・蓼科中央高原
	20日	火	北山	北山地区コミュニティセンター	芹ヶ沢・鉄山	柏原・白樺湖・緑の村
	21日	水	豊平	豊平地区コミュニティセンター	福沢・下古田・上古田・広見・下菅沢・山寺団地・奥蓼科	南大塩・御作田・塩之目・上場沢・グリーンヒルズヴィレッジ
	22日	木	泉野	泉野地区コミュニティセンター	下槻木・中道・南蓼科台	大日影・上槻木・小屋場・若葉台
	23日	金	金沢	金沢地区コミュニティセンター	大沢・青柳・御狩野・金沢上・旭ヶ丘・サンコーポラス旭ヶ丘	金沢下・大池・木舟・金沢台・新金沢
	26日	月	湖東	湖東地区コミュニティセンター	上菅沢・中村・松原・花蒔・堀	山口・新井・金山・須栗平・笹原・白井出・東平
	27日	火	玉川	玉川地区コミュニティセンター	神之原・菊沢	栗沢・小泉・南小泉
	28日	水	玉川	玉川地区コミュニティセンター	山田・中沢・田道・穴山・緑	北久保・上北久保・子之神・小堂見・農場・美濃戸
3月	1日	木	米沢	米沢地区コミュニティセンター	北大塩・米沢台	埴原田・鋳物師屋・塩沢
	2日	金	宮川	市役所議会棟大会議室	高部・新井・安国寺・鏡湖・中沖・赤田	坂室・田沢・丸山・向ヶ丘・東向ヶ丘・みどりヶ丘
	5日	月	宮川	市役所議会棟大会議室	茅野・中河原・西山	西茅野・両久保・ひばりヶ丘・長峰
	6日	火	ちの	市役所議会棟大会議室	塚原・城山	本町
	7日	水	ちの	市役所議会棟大会議室	上原・横内・丁田	茅野町・仲町
	8日 9日	木～金	全市	市役所議会棟大会議室	上記の日程で都合がつかない方	
	12日 15日	月～木				



※受付時間は、午前9時～11時30分、午後1時～4時(各地区コミュニティセンターは3時30分まで)です。最終日の3月15日(木)は、午後2時までです。

原則として地区指定の会場で申告してください。混み具合によっては受付終了時間が早まる場合があります。
 ※青色申告者や、土地や建物、株式などの資産を売った譲渡所得のある方は、申告内容が複雑なためこの会場では申告相談をお受けできません。また、申告相談会場は混雑いたしますので、控除等について複数の試算を希望されることは、ご遠慮ください。
 このような申告を希望される方は税理士に依頼されるかまたは税務署にご相談ください。

※申告相談期間前・期間中とも、市役所税務課窓口での申告相談はお受けできませんので、ご了承ください。

確定申告相談日程

問 諏訪税務署 ☎52-1390 (自動音声案内)
 〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番22号

■所得税の確定申告は税務署へ

青色申告者や、土地や建物、株式などの資産を売った譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除などの還付申告をされる方は、税務署で申告してください。

還付申告については、税務署または還付申告相談会場(P8)で、申告相談期間前から受け付けています。申告期間の後半は大変混雑しますので、お早めの申告相談をお勧めします。

■諏訪税務署申告相談

会場	日程	時間	備考
諏訪税務署	実施中～2月15日(木)	9:00～17:00	還付申告のみ
	2月16日(金)～3月15日(木)	9:00～17:00	確定申告全般

※土・日・祝日は休み、正午～午後1時は昼休みです。
 ※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。
 なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。
 ※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。
 ※確定申告会場の開設日(2/16)前は、手続きに要する時間が長くなります。

■確定申告書作成指導会(関東信越税理士会諏訪支部)

会場	日程	時間
市役所議会棟大会議室	3月5日(月)～3月9日(金)	9:30～15:00

※午前中の受付は11時30分まで、正午～午後1時は昼休みです。
 ※e-Taxによる確定申告書の電子申告を希望される場合は、電子証明書付きの住民基本台帳カードまたは個人番号カードを持参してください。

問 税務課 市民税係
 ☎72-2101(内線172・173・174)